

## 戸田環境配慮型システム等設置費補助金制度

### 【市内事業者優遇処置のご案内】

戸田市では「戸田環境配慮型システム等設置費補助金制度」を利用し、太陽光発電システムを設置する補助金申請者に対し、「市内事業者」( 1)と契約を結び、かつ、費用の支払いを行う場合に受けられる優遇処置を設けています。

(補助金制度の詳細に関しては環境課HPにて公開しております。)

1 「市内事業者」とは、戸田市内に本店、支店又は営業所を有し、市に対して「市内事業者届出書」を提出している事業者です。

#### 【優遇処置内容】

通常30,000円/kWの補助額が35,000円/kWへ増額

#### 【市内事業者の登録方法】

「市内事業者届出書」(様式)に必要事項を記載し、必要書類( 1 営業証明書、市税の完納証明書)を添え、市役所3階の環境課(29番窓口)へ直接ご提出ください。

1 発行日から3カ月以内のもの。ただし、市の入札参加資格を有する事業者は添付書類不要。

#### 【注意事項】

- ・郵送、FAXでの受付はしていません。
- ・環境課のHPにて、市内事業者の所在地、会社名、代表者名等を掲載します。
- ・市内事業者と補助金申請者の契約に関わる事項に関しては、市は一切関与しません。
- ・市内事業者の有効期限は、届出書を提出した年度の末日までとします。届出書の内容に変更がある場合は、再度ご提出願います。

その他、ご不明な点がございましたら、下記の担当までご連絡願います。



#### <担当>

戸田市役所 環境課 環境政策担当

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1

TEL 048-441-1800(内線377、344)

受付時間:平日 8:30~12:00

13:00~17:15(土日祝日を除く)